

日本グループ・ダイナミックス学会諸規程

名誉会員規程

本 則

第1条（目 的） 本規程は、日本グループ・ダイナミックス学会会則第5条「正会員であって本会の運営・学術研究活動に功労のあった個人を理事会が推薦し総会の承認を得たときはその者を名誉会員とする。」に基づき設けるものである。

第2条（資 格） この会の正会員で、当該年度末時点で満70歳以上に達している者の中より、次の各号のいずれかに該当する者を常任理事会が理事会に提案し、理事会の3分の2以上の承認を求める。

- (1) 通算2期（4年）以上の会長または常任理事経験者
- (2) 通算4期（8年）以上の理事経験者
- (3) 学会活動に著しい貢献があった者

第3条（権 利） 名誉会員に対しては、次年度以降の年会費・年次大会の参加費等の諸費用を免除する。また、毎年、学会誌を贈呈する。年次大会における研究発表と学会誌への投稿は、正会員と同等の資格を持つ。役員選挙における選挙権、被選挙権は持たない。

第4条（名簿掲載） 名誉会員の氏名等は、正会員とは別に学会会員名簿に記載する。

附 則

本規程の改訂は、常任理事会にて決定し、理事会の承認を要する。

本規程は2009年2月1日より施行する。

附 則

本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

この改定規程は2015年3月31日より施行する。